

議案第 14 号

京丹後市印鑑条例の一部改正について

京丹後市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

個人番号カード又は電子証明書が記録されたスマートフォンを使用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して印鑑登録証明の申請を可能とするため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市印鑑条例の一部を改正する条例

京丹後市印鑑条例（平成１６年京丹後市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１６条に次の１項を加える。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第１６条の２第１項に規定する移動端末設備をいい、同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用し、多機能端末機（市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、証明書等を交付する機能を備えたものをいう。）を利用して、印鑑登録証明の申請をすることができる。

第１７条中「第１項」を削り、「印鑑登録証を提示した者に対してのみ」を「当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の日前に交付された印鑑登録証明書であって、多機能端末機により出力されたものは、この条例による改正後の京丹後市印鑑条例第１６条第３項の規定に基づき申請されたものとみなす。

京丹後市印鑑条例(平成16年京丹後市条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市印鑑条例 平成16年4月1日 条例第12号 第1条～第15条 (略) (印鑑登録証明の申請) 第16条 (略) 2 (略) (印鑑登録証明の交付) 第17条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、<u>印鑑登録証を提示した者に対してのみ</u> 印鑑登録証明書を交付するものとする。	京丹後市印鑑条例 平成16年4月1日 条例第12号 第1条～第15条 (略) (印鑑登録証明の申請) 第16条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用し、多機能端末機(市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、証明書等を交付する機能を備えたものをいう。)を利用して、印鑑登録証明の申請をすることができる。</u> (印鑑登録証明の交付) 第17条 市長は、前条____の規定による申請に際し、<u>当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に</u>印鑑登録証明書を交付するものとする。 第18条～第21条 (略) <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

現行	改正案
	<u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の日前に交付された印鑑登録証明書であつて、多機能 <u>端末機により出力されたものは、この条例による改正後の京丹後市印鑑 条例第16条第3項の規定に基づき申請されたものとみなす。</u>